

瀬戸内海の環境の保全に関する
岡山県計画の変更について
(諮問)

平成28年2月

岡山県

目 次

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について……………	1
瀬戸内海（岡山県海域）の環境について……………	4
瀬戸内海（岡山県海域）の環境の保全に関する岡山県計画（変更案・骨子） ……	14

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について

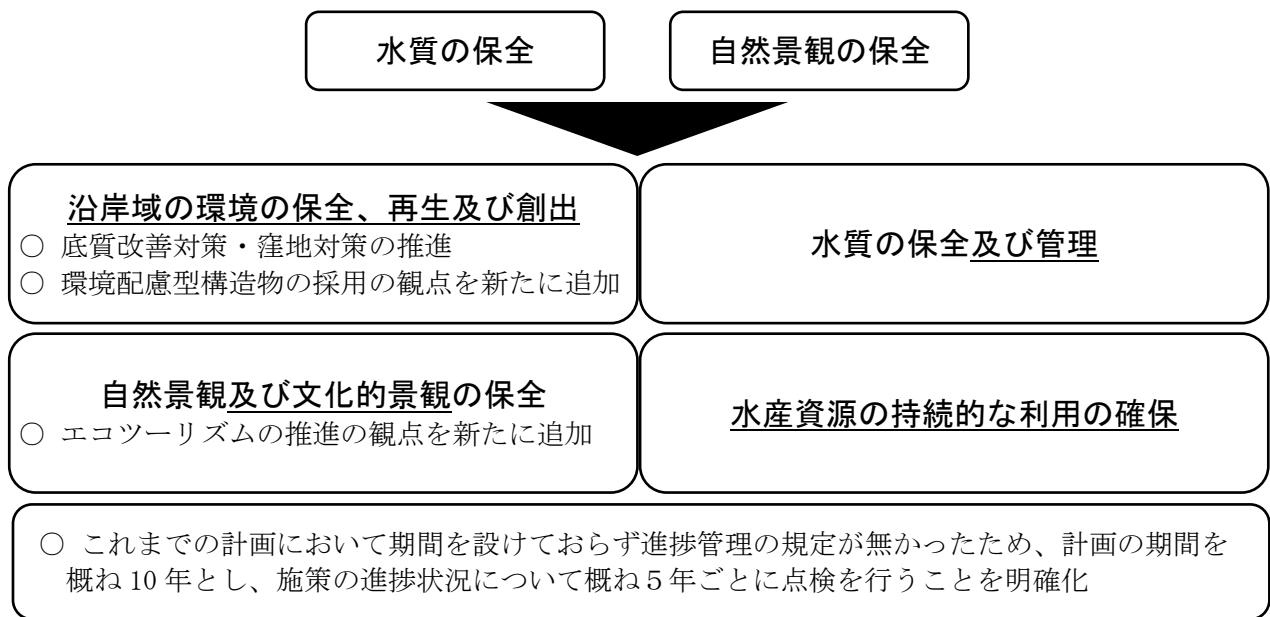
1 趣 旨

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、関係府県知事は、国が定める瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、府県計画を定めるものとされている。

国は、藻場・干潟の減少や漁業生産量の低迷等の課題に対応するため、「豊かな瀬戸内海」を目指し、水質の保全及び管理、水産資源の持続的な利用の確保などを目標として、平成 27 年 2 月に 14 年ぶりに基本計画の変更を閣議決定し、同年 10 月には法が一部改正された。

これらを受けて、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を 8 年ぶりに変更するものである。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画変更のポイント



3 骨子の概要

別紙のとおり

4 スケジュール等

- | | | |
|---------|-------|--|
| 平成 27 年 | 1 1 月 | 関係者からの意見聴取、協議会の開催 |
| 平成 28 年 | 1 月 | 骨子の作成 |
| | 春 | 環境審議会への諮問、素案の作成
協議会からの意見聴取、パブリックコメントの実施 |
| | 夏 | 環境審議会から答申、国との協議 |
| | 秋 | 変更計画の決定 |

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の概要

(平成27年法律第78号)(平成27年10月2日公布・施行)

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特性

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
 - ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
- その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
- ②水質の保全・管理
- ③自然景観・文化的景観の保全
- ④水産資源の持続的な利用の確保 等

○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

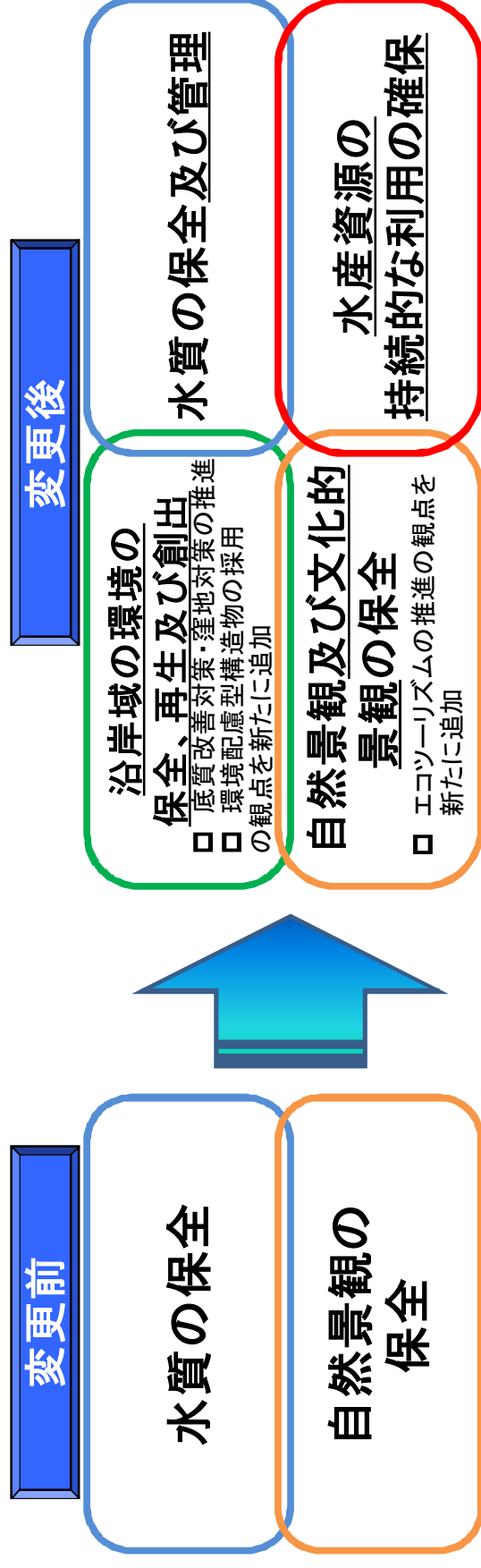
【検討条項】(附則第2項・第3項)

①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

「瀬戸内海環境保全基本計画」変更のポイント

- 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化



⇒ 湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指す

瀬戸内海（岡山県海域）の環境について

1 岡山県の海域

岡山県の海域は、我が国で最初の国立公園である瀬戸内海国立公園の中央部に位置しており、東は播磨灘、西は備讃瀬戸に区分されている。面積は約 800km²（瀬戸内海総面積の約 3.4%）と他府県の海域と比較して狭いが、87 の島々が瀬戸内海特有の内海多島の景観を形成しており、吉井川、旭川、高梁川の三大河川の流入による陸域からの豊富な栄養塩の供給と複雑な潮流環境の恩恵を受け、静穏な海域から瀬戸、汽水域等多様で豊かな環境を形成している。

水深 10m 以浅の海域が 50% 以上、20m 以浅の海域が約 85% を占めており、水生生物のゆりかごであるアマモ場や水質浄化に重要な干潟、カブトガニの繁殖地などの貴重な自然環境を有し、自然と触れ合う海水浴や潮干狩りなどのレクリエーションのほか、漁船漁業やノリ、カキの養殖などの水産業が行われている。

また、沿岸部には水島臨海工業地帯をはじめとする産業拠点が形成されており、これらの物流のほか、岡山港や宇野港等の港湾と瀬戸内海内外の各地を結ぶ航路を航行する船舶が行きかう海上交通の要所である。

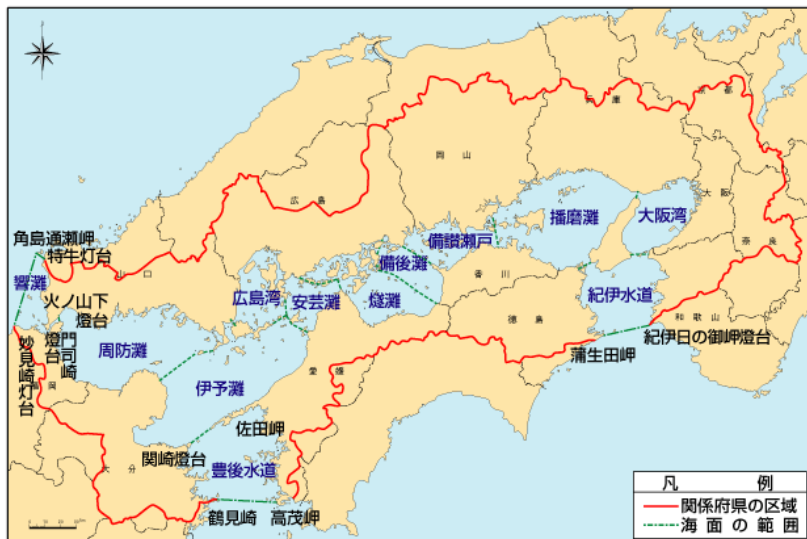


図 1 瀬戸内海の海域区分

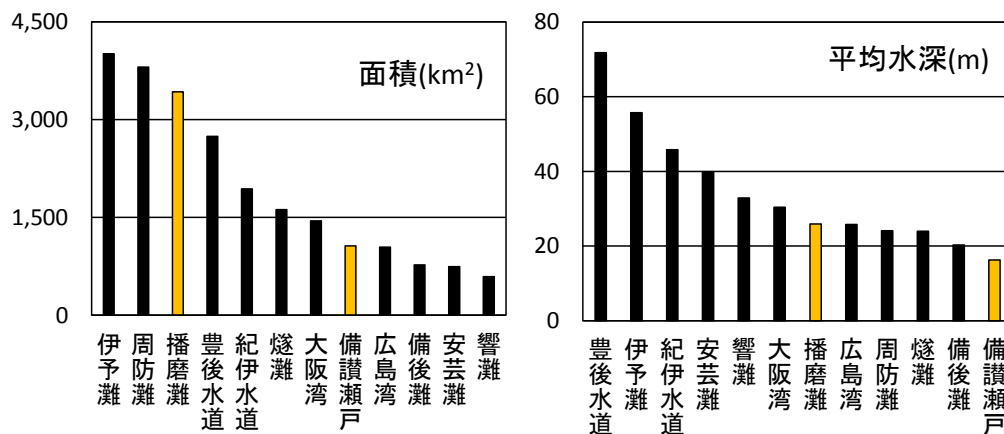


図 2 海域ごとの面積と平均水深

2 沿岸域の環境

(1) 藻場、干潟、砂浜、塩性湿地等

県下の海岸線のうち、自然海岸は45.7%、半自然海岸は14.7%、人工海岸は37.8%、河口部は1.8%である。これらの自然海岸及び半自然海岸のうち、海水浴場として玉野市の渋川海岸、倉敷市の沙美海岸、笠岡市の白石島等の砂浜を年間約16万人が利用しているほか、潮干狩場として浅口市寄島町三郎島、倉敷市玉島黒崎入汐等の海岸が、魚釣り場として備前市日生諸島、笠岡諸島等の海岸が利用されている。

沿岸に生育するアマモやガラモ（ホンダワラ類の総称）で構成される藻場は、小型生物や幼稚魚等の生息場所として重要であり、藻体による栄養塩類の吸収と枯死による放出等、多様な役割を担っている。

アマモ場は静穏な砂地に形成され、大正年代後期には県内に約4,300haが存在していたが、沿岸開発や水質汚濁の影響により減少し、平成元年度には549haとなった（自然環境保全基礎調査 環境省）。その後、長年継続されてきた種まき等の再生活動等の効果により、平成19年度に岡山県が実施したアマモ場の調査では、県東部海域、倉敷市味野湾に大規模な群落が存在しているほか、県内各地の海岸部に分布が確認され、面積は1,221haに回復した。

干潟は、魚介類、鳥類等を含む生態系の維持、物質循環を促進する上で重要な役割を担っており、県内では吉井川及び高梁川の河口周辺に比較的大きな干潟が形成されているほか、その他河川の河口、海岸部などに点在している。昭和20年頃には、県内に約4,000haの干潟が存在していたが、大規模干拓や沿岸開発により減少し、平成7年には455haとなった。また、残った干潟については礫化や有機物等の堆積による底質の悪化が認められる場所もある。

砂浜は多くの人を訪れるレジャー・観光の場であるとともに、瀬戸内海沿岸の景観の重要な構成要素であり、日本の水浴場88選に選定されている渋川海岸や、明治13年から海水浴場として利用されている沙美海岸は、平成26年度にそれぞれ47,000人、43,500人の海水浴客が訪れている。

その他の沿岸の自然環境として、海岸の後背地等に発達する塩分を含む水又は土壌からなる塩性湿地は、塩性植物等の特徴的な群落が形成されるほか、多くの生物の生息場所となっており、県内では、浅口市のアッケシソウ自生地、日本の重要湿地500に選定されている瀬戸内市邑久町の塩性湿地等がある。

(2) 海底の底質

県内の沿岸には、倉敷市地先等に泥が堆積したり、海砂利採取により窪地となって底質が悪化している海域が存在しており、対策が求められている。



図3 左：アマモ場、右：干潟

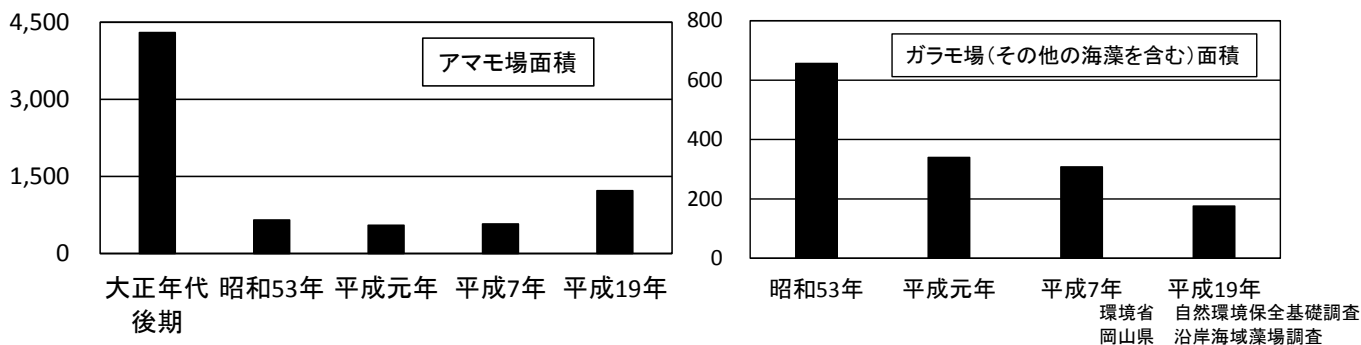


図4 県内の藻場の面積 (ha)
左：アマモ場 右：ガラモ場

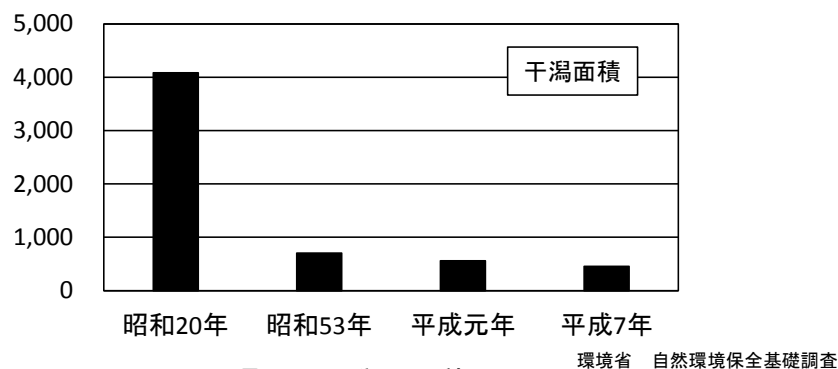


図5 県内の干潟の面積 (ha)

3 岡山県海域の水質

(1) 水質の規制

広域的閉鎖性海域である瀬戸内海においては、汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく総量削減制度が実施されており、化学的酸素要求量 (COD)、窒素、りんに関して、国の定める総量削減基本方針に基づき、各府県が発生源別の削減目標、目標達成のための方途について定めた総量削減計画を策定し、負荷量の削減を実施している。

削減の方途として、生活系では、下水道、合併処理浄化槽の整備及び生活排水対策の推進、産業系では、日平均排水量が 50m³ 以上の工場・事業場についての総量規制基準の設定、排水規制の対象となっている工場・事業場については濃度規制、その他の事業場については適正な排水処理の啓発を行い、その他系では、農業や畜産業等の発生特性をふまえて対策を講ずることとしている。

第7次総量削減計画の目標年は平成26年度であり、平成25年度の負荷量はCODが36t/日、窒素が38t/日、りんが2.1t/日で目標を達成している。現在、国は第8次総量削減基本方針の策定について検討を進めており、岡山県では、今後示される基本方針に基づいて第8次岡山県総量削減計画を定める予定である。

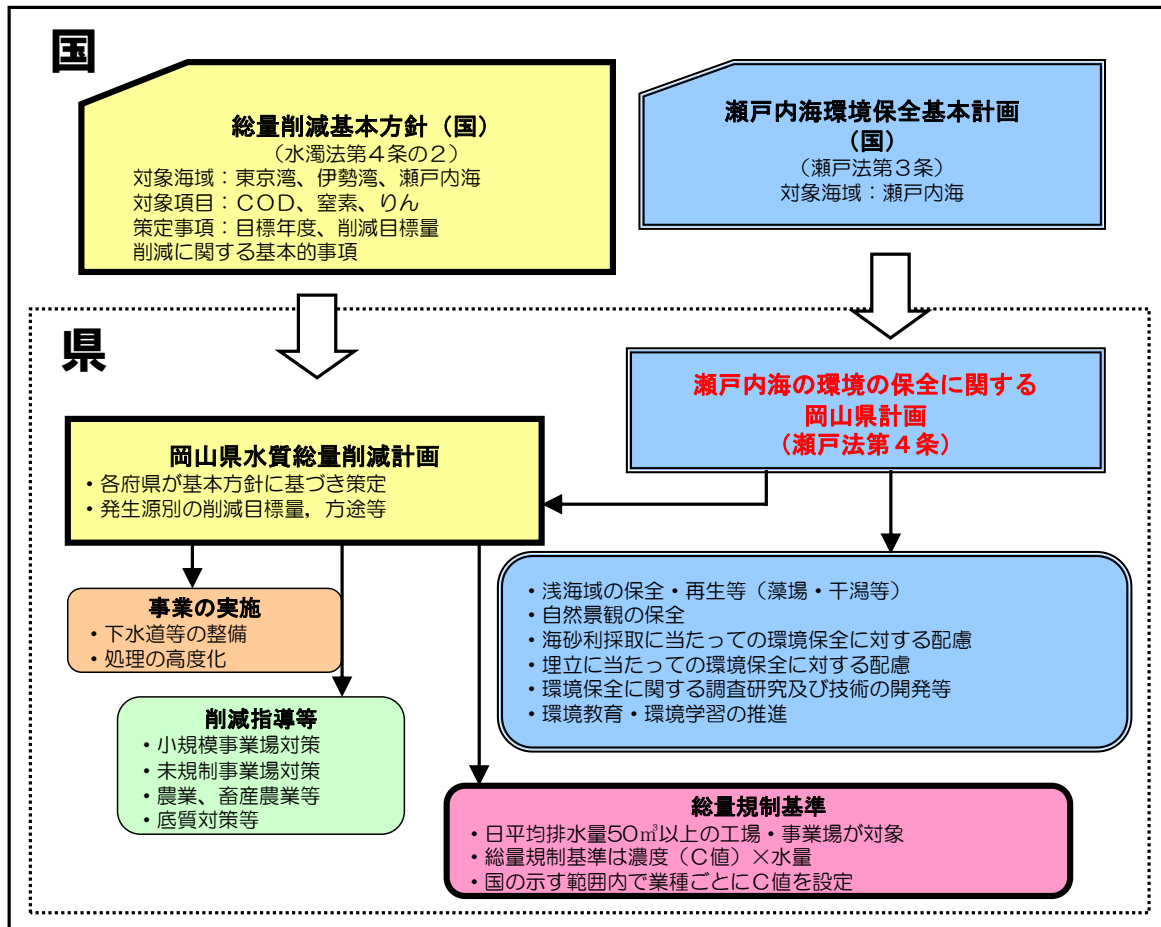
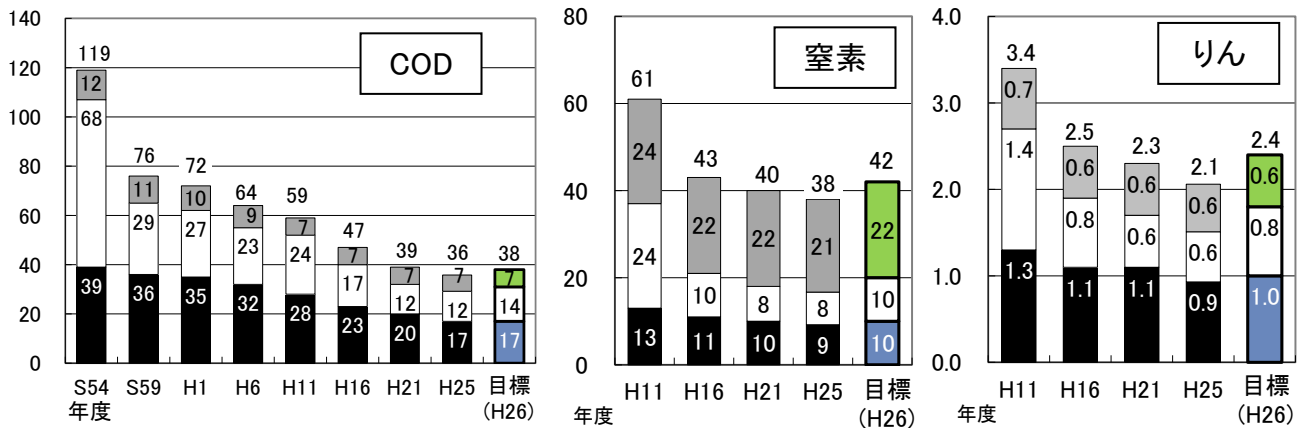


図6 瀬戸内海の環境保全に係る法体系



環境省 発生負荷量管理等調査

図7 岡山県海域への発生源別負荷量の推移（t/日）

左：COD、中：窒素、右：りん

■：生活系、□：産業系、■：その他

(2) 公共用水域の監視

公共用水域の水質の状況を把握するため、国、岡山市、倉敷市及び県が県内 160 地点で水質測定を実施しており、このうち 69 地点が海域である。対象項目は、環境基準が定められている健康項目（27 項目）、生活環境項目（12 項目）、環境基準が定められていない要監視項目（31 項目）、要測定指標（3 項目）及びその他の項目（9 項目）である。

海域の類型指定は、COD が 10 水域に分けられており、5 水域が A 類型（2mg/L 以下）、2 水域が B 類型（3mg/L 以下）、3 水域が C 類型（8mg/L 以下）となっている。全窒素、全りんは 8 水域に分けられており、水島港内がⅢ類型（全窒素 0.6mg/L 以下、全りん 0.05mg/L 以下）、児島湾がⅣ類型（全窒素 1mg/L 以下、全りん 0.09mg/L 以下）で、その他はⅡ類型となっている。

平成 26 年度の結果は、健康項目はすべての水域で環境基準を達成した。COD は、10 水域のうち 3 水域で環境基準を達成し（達成率 30%）、全窒素は 8 水域全てで（達成率 100%）、全りんは 8 水域のうち 7 水域で環境基準を達成した（達成率 88%）。その他の環境項目の適合状況（環境基準に適合している検体数/総検体数）は、水素イオン濃度 91.3%、溶存酸素量 83.9%、大腸菌群数は 99.1%、ノルマルヘキサン抽出物（油分）は 100%であった。

近年、COD については達成率 40%程度で上下しながら推移しており、全窒素、全りんについては、平成 9 年に水域類型の指定が行われて以降、達成しない地点は 1、2 箇所で推移し、環境基準をほぼ達成している。

10 水域の COD の平均値は長期的に見ると横ばいもしくは上昇傾向にあり、改善しているとは言えない状況にある。全窒素は、水島港及び児島湾で減少傾向にあり、その他の海域でも緩やかな減少傾向にある。全りんは水島港、児島湾で減少し、その他の海域では緩やかな減少傾向となっている。

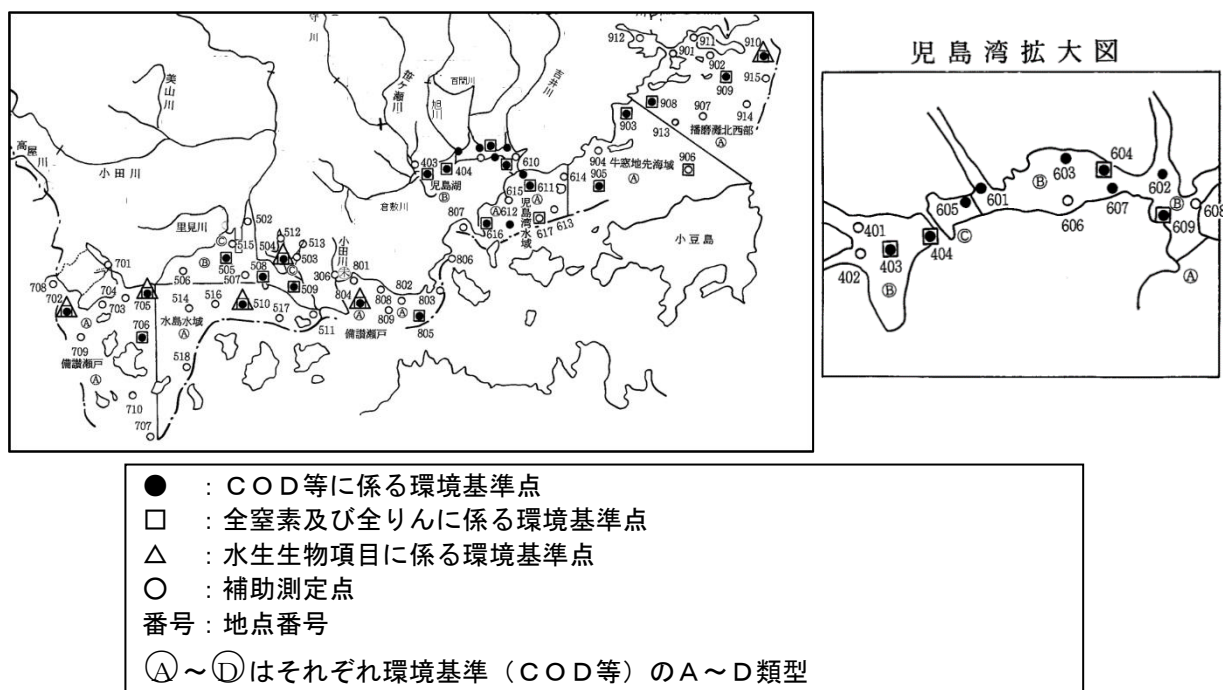


図8 公共用水域（海域）の測定地点

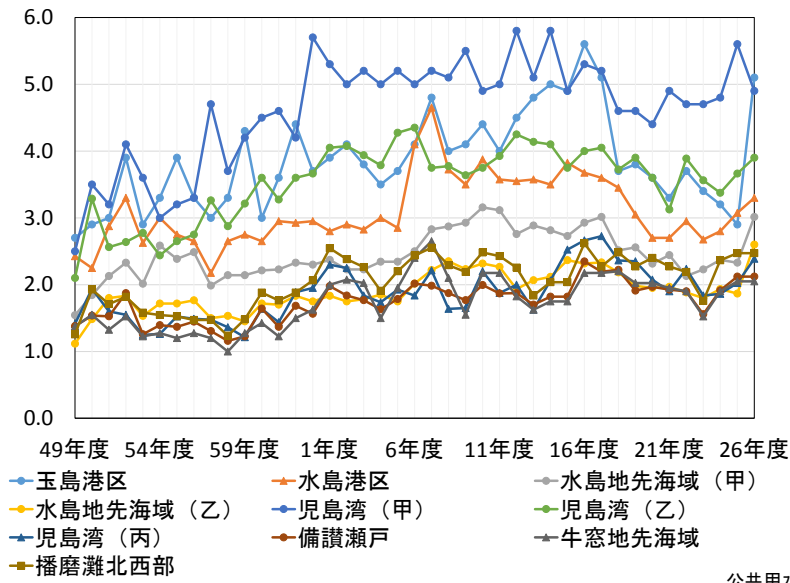


図9 公共用水域(海域)のCODの推移 (mg/L)

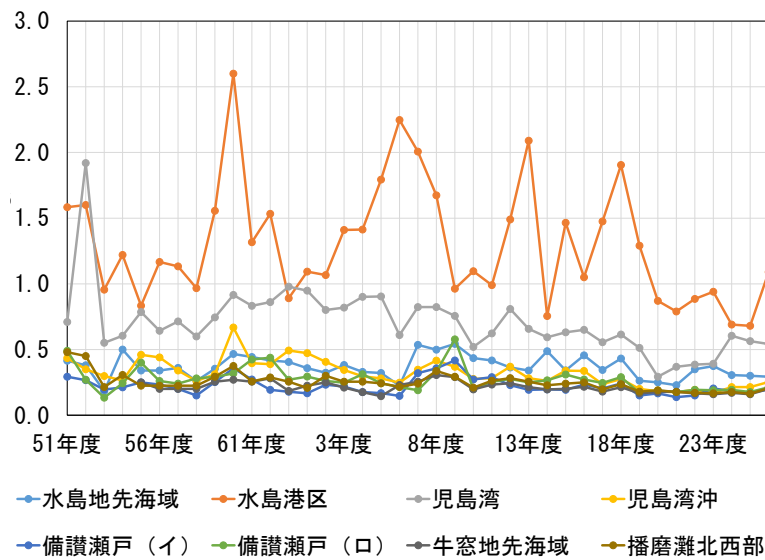


図10 公共用水域(海域)の全窒素の推移 (mg/L)

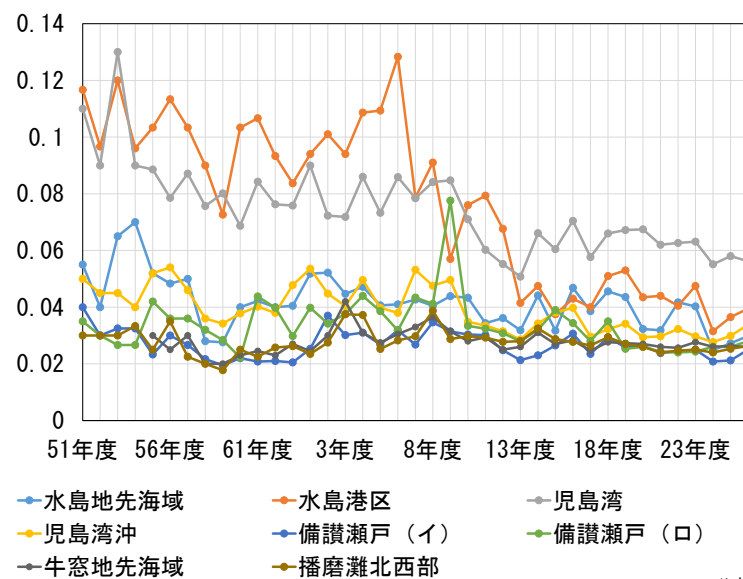


図11 公共用水域(海域)の全りんの推移 (mg/L)

4 景観の保全

(1) 景観の保全

本県における瀬戸内海のうち、優れた自然景観等を保全するため、自然公園法に基づき鷺羽山、金甲山、王子ヶ岳、御嶽山、由加山、渋川海岸、出崎海岸等や、日生諸島、児島諸島、笠岡諸島等において、瀬戸内海国立公園の特別地域が指定されている。

瀬戸内海の自然景観と一体となっている史跡、名勝、天然記念物等としては、文化財保護法の規定に基づき指定されている史跡として朝鮮通信使遺跡（瀬戸内市牛窓町本蓮寺境内）等が、名勝として下津井鷺羽山（倉敷市）、白石島（笠岡市）等が、天然記念物として象岩（倉敷市六口島地先）、カブトガニ繁殖地（笠岡市）等がある。また、岡山県文化財保護条例の規定に基づき指定されている史跡として二塚山古墳（瀬戸内市）等が、名勝として円通寺公園（倉敷市）が、天然記念物として住吉島の樹林（備前市）等がある。

(2) 漂流・漂着・海底ごみ

各地から河川を通じて流入する多様なごみ等は、その一部が漂流し、海岸に漂着して景観の悪化、利用の支障となったり、海底に堆積して漁業に影響を及ぼすなど、貴重な自然環境を保全する上での課題となっている。

県が平成27年度に主な海岸138箇所を対象に実施した海岸漂着物調査では、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトル等のプラスチック、発泡スチロールの破片・かけら類、包装容器等の日常生活系ごみ類、漁具等が漂着しており、地域別に見ると、島しょ部では、本土側よりも多くの海岸漂着物が確認された。

環境省が実施した平成26年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査によると、漂流ごみについては、水島灘での目視調査による調査区域内でのごみの密度は7.5（個数/km²）で、広島湾を除く瀬戸内海その他海域よりも低いものであった。

海底ごみについては、水島灘及び牛窓沖ともに、回収分類調査の結果、回収量（単一で重量の大きい個体を除外）は、それぞれ202.8kg、195.1kgで、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）（それぞれ221.4kg、216.7kg）に続き多いものであり、分類別割合では、水島灘はプラスチック類の割合が最も高く、続いて金属類、布類、ガラス・陶磁器類、ゴム類の順であった。同じく、牛窓沖もプラスチック類の割合が最も高く、続いてゴム類、ガラス・陶磁器類、金属類、布類の順であった。

また、平成25年に県が実施した海底ごみ適正処理体制構築事業フォローアップ調査では、岡山県海域には200tの回収可能な海底ごみが堆積していると推計されている。



図12 虫明の朝日とカキ筏

公益社団法人岡山県文化連盟提供

5 水産業の状況

海域の主要な産業である水産業については、平成 25 年度の岡山県の漁業経営体数は 1,183 で平成 20 年度の 76.5%と減少傾向にある。経営体の漁業種類の内訳は、海面養殖業が 26.5%、その他の釣りが 20.4%、小型底びき網漁業が 19.8%となっている。漁船漁業の漁獲量は 4,476t、養殖業の収穫量は 28,918t となっており、生産金額はそれぞれ約 25 億円、62 億円と養殖業の割合が高くなっている。過去 5 年平均と比較すると、漁船漁業の漁獲量は 75.7%、養殖業の収穫量は 111.5%となっている。海面漁業の対象種としては、イワシ類等の多穫性魚種は少なく、サワラやマナガツオなどの広域を移動する回遊性の魚種も見られるが、主に沿岸性のカレイ類、スズキ類、タコ類、エビ類、カニ類、イカナゴ、アミなどの少量多種で構成されている。養殖業では、カキ、ノリ養殖が盛んで、生産金額の内訳はカキが 72.8%、ノリが 25.6%などとなっている。

平成 20 年頃の水質環境を昭和 45 年頃と比較すると、瀬戸内海における赤潮の発生件数は 1/2 以下まで減少するとともに、本県海域の透明度は約 1.5m 上昇した。一方、本県海域の溶存態無機窒素 (DIN) 濃度は $4.4 \mu\text{mol/L}$ 減少し、海域の窒素不足によるノリの色落ちが頻発するようになり、ノリ養殖の生産額は 20 年前の 1/3 程度まで減少した。また、海域の基礎生産の指標となるクロロフィル a 濃度についても $2 \mu\text{g/L}$ 程度減少しており、海域の窒素不足によって水産資源そのものの減少が生じている可能性がある。

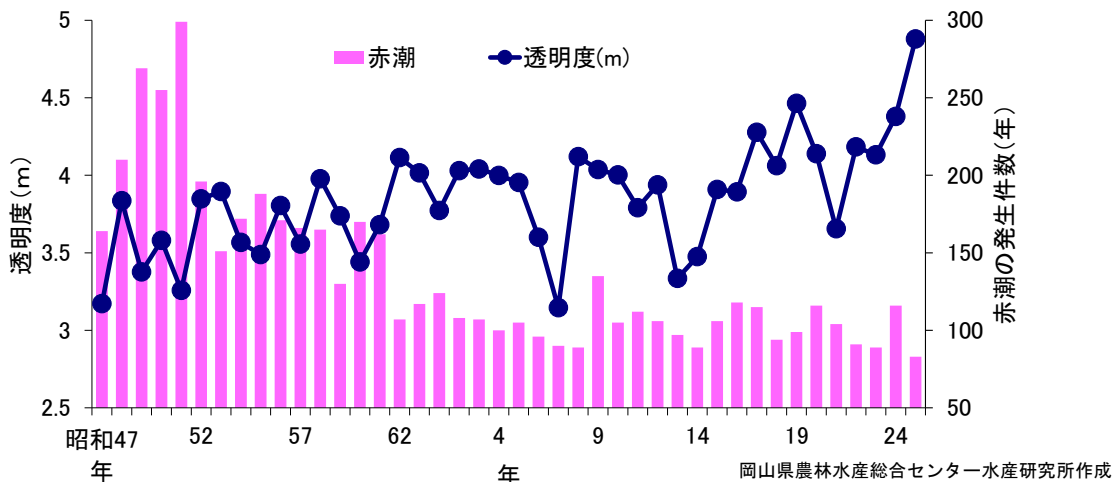


図 1-3 浅海定線調査による岡山県海域の透明度および瀬戸内海全体の赤潮の発生件数の推移



岡山県農林水産総合センター水産研究所作成

図 1-4 乾ノリ製品と養殖場のノリ

左：通常の乾ノリ⇔色落ち乾ノリ
 右上：通常の養殖場のノリ、右下：色落ちした養殖場のノリ

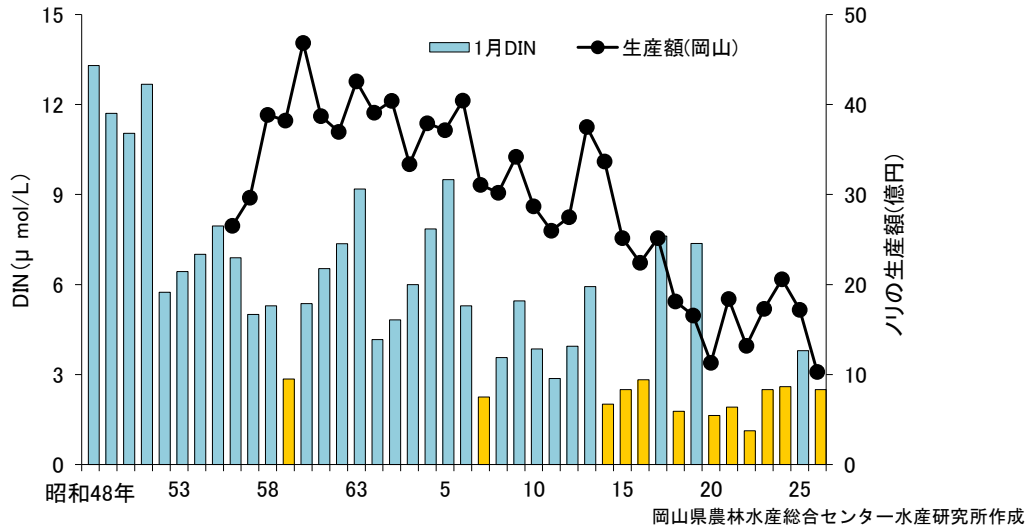


図 1 5 浅海定線調査による岡山県海域の1月のDINと岡山県のノリの生産額の推移

■ : 1月DINが $3\mu\text{mol/L}$ 以下の年
($3\mu\text{mol/L}$ はノリが色落ちする目安の濃度)

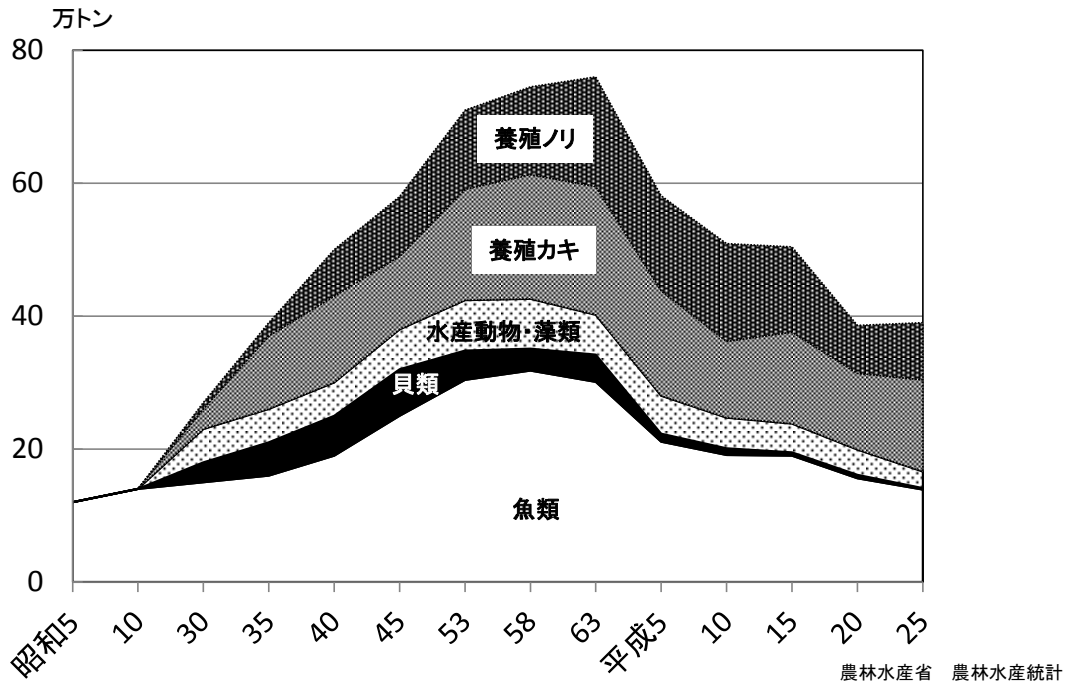


図 1 6 瀬戸内海の漁業生産量の推移

6 瀬戸内海の環境の保全に関する意見

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更するに先立ち、平成27年10月2日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が公布、施行され、改正後の法第4条第2項では、「湾、灘その他の海域等を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

このため、県計画を変更するに当たり、播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会を設置し、関係者、住民等の意見を聴いた。

この結果、藻場、干潟等の保全の推進と支援、悪化した底質環境の改善、漁獲量の減少、海ごみ対策の推進と普及啓発、栄養塩類の不足とそれに起因するノリ色落ちや、起因すると思われる生物生産性の低下、瀬戸内海についての普及啓発等について意見があった。

表1 協議会等における県計画に対する主な意見

対 象	内 容	発 言 者
藻場・干潟の再生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藻場・干潟等は水質浄化や多様な生物の生息の場として重要であり、保全、再生を推進してほしい。 ○ 住民を主体としたアマモ場保全等の活動が各地で行われているが、これらの推進、支援等も必要である。 	市立玉野海洋博物館 沿岸市
底質の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川からの流入水量と砂の供給が減ったために、水質が悪化し、海底のヘドロ化が進んでいるように感じる。(漁業関係者) 	漁業関係者
栄養塩類の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海は昔よりも透明できれいになったが、栄養塩類が不足してノリが色落ちしたり魚介類が減少したと感じる。 ○ 事業者は費用をかけて栄養塩類を除去しているが、冬の間だけでも海へ供給してほしい。 ○ 基本計画に栄養塩類の管理の観点が増加されたが、目指すべき姿と、今後の規制の在り方等を検討してもらいたい。 	漁業関係者 沿岸市
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 瀬戸内海は古くから人と自然が共存し、自然景観と人文景観が調和した景観を形成するとともに豊かな食文化も育んできた。これらを保全する観点も盛り込むべき。 	(公財)郷土文化財団
海ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回収、処分を支援してほしい。 ○ 個々の活動には限界があるので、連携体制を構築してほしい。 ○ 普及啓発を推進し、発生源抑制、当事者以外の意識改革を図ってほしい。 	漁業関係者 沿岸市 (公財)環境保全事業団
水産資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 魚が獲れなくなった。餌となる小魚や生物も少ないように思う。 	漁業関係者
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な栄養塩類の量はどれぐらいなのか明らかにしてほしい。 	漁業関係者
情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者が自主的取組の参考にできるような情報を発信してほしい。 ○ 漁業者等現状に危機感を持っているが、一般の人は知らないなので、周知してほしい。 	(生協)おかもやまコープ 漁業関係者
住民参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政団体だけでなく、一般市民が関心を持つようにしたい。 	沿岸市

別 紙

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画（変更案・骨子）

（下線部は追加・変更部分）

第 1 序説

1 計画策定の趣旨、計画の範囲

瀬戸内海の美しさ、漁業資源の宝庫としての恵沢を後代に継承すべく、ふさわしい環境の確保、維持及び回復を目途として、岡山県の区域における、瀬戸内海の環境保全に関する施策を推進するための総合的な計画として策定する。

2 岡山県海域の現状と課題

岡山県海域は面積が比較的小さいが、島しょ部、浅海域、河口部等の多様な地形が静穏域、瀬戸、汽水域等の様々な環境を形成しており、漁船漁業や養殖等の水産業、水島臨海工業地帯や瀬戸内海内外への海上交通、島しょ部の環境を活かした観光等の基盤となっている。

岡山県海域の水質は改善してきているが、漁獲量の減少、養殖ノリの色落ち、藻場、干潟の減少、底質の悪化等の課題も存在している。

3 湾・灘等ごとの特徴

【播磨灘】児島湾から東の海域で、吉井川等の大河川が流入する。漁船漁業のほか 島しょ部に囲まれた静穏域でのカキ養殖、児島湾口部でのノリ養殖が盛ん。

【備讃瀬戸】玉野市から西の海域で、水島周辺の瀬戸部、笠岡諸島等がある。水島臨海工業地帯周辺は海上交通の要所であるほか、水島灘から笠岡諸島にかけて底引き網漁業等が盛ん。

【その他の湾】大河川の流入する児島湾、アマモが繁茂する片上湾、カブトガニ繁殖地の笠岡湾等の特徴的な湾が存在する。

【河口部】旭川、吉井川、高梁川の河口部には干潟が形成されているが、浮泥の堆積等が進行している。

4 計画の期間

これまで規定の無かった進捗管理について、計画の期間を概ね10年とし、概ね5年ごとに点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2 計画の目標

藻場・干潟の減少や漁業生産量の低迷等の課題に対応し、美しい景観・憩い・多様な生物の生息の場、漁業生産、物流・人流等の多面的価値・機能が発揮された「豊かな瀬戸内海」の実現を目標とする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

水質浄化や物質循環、水生生物の生育場として重要な藻場、干潟等、人と自然のふれあいの場や瀬戸内海の景観の一部として重要な自然海岸、魚介類の生息場である海底の環境等、沿岸域の環境を良好に保つ。

2 水質の保全及び管理に関する目標

陸域からの汚濁負荷の低減や、有害物質等の監視等の水質汚濁を防止する取組みに加え、湾・灘等ごとや季節ごとにおける漁業等の地域の実情に応じた水質の管理について検討を進める。

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

後世に継承すべき瀬戸内海の優れた自然の景観や、自然景観と一体をなしている文化財を保全するとともに、地域の自然や文化を観光産業等に活用する。

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

限りある生態系の構成要素である水産資源について、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、持続的な利用を確保する。

第3 目標達成のための基本的な施策

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟・砂浜・塩生湿地等の保全
- 悪化した底質の改善、窪地対策の推進
- 河川流域・湖沼関係者との連携
- 埋立て及び沿岸域の整備に当たっての環境保全に対する配慮
- 自然海岸の保全
- 防潮、養浜等による海岸の管理
- 海砂利の採取の抑制

2 水質の保全及び管理

- 水質総量削減制度等の実施及び水質の管理に関する検討
- 下水道等の整備の促進
- 有害化学物質等の低減のための対策
- 海水浴場の保全その他の措置
- 水質及び底質環境の改善
- 油等による汚染の防止
- 森林の適正な管理

3 自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園、緑地等の保全及び史跡、名勝、天然記念物等の保全
- 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
- 漁港、畑、町なみ等の文化的景観の保全 ○エコツーリズム等の推進

4 水産資源の持続的な利用の確保

- 環境との調和に配慮した水産動植物の増殖の推進
- 資源管理型漁業の取組の推進

5 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保

- 廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進
- 処理施設の整備 ○最終処分場の確保

6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

- 藻場及び干潟の保全、森林等の適切な管理による自然浄化能力の維持・回復

7 島しょ部の環境の保全

- 自然浄化能力の小さい島しょ部における環境保全の推進

8 基盤的な施策

- 水質等の監視測定
- 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
- 関係機関等との連携の強化 ○国内外の閉鎖性海域との連携
- 情報提供・広報の充実、普及啓発及び住民参加の推進
- 環境教育・環境学習の推進

9 施策実施上必要な事項

- 施策についての財源確保と積極的な推進

第4 計画の点検

1 計画の進捗状況を点検するための主な指標

(1) 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

○藻場・干潟・砂浜・塩生湿地の面積・箇所数

○里海の取組箇所数

○底質改善箇所数等

(2) 主に水質の保全及び管理に関する指標

○水質汚濁に係る環境基準達成状況

○汚水人口普及率

○海水浴場の水質判定基準の達成状況等

(3) 主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

○国立公園利用者数

○保安林指定面積

○史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数等

(4) 主に水産資源の持続的な利用に関する指標

○漁場整備事業実施箇所数等